

契約手続及び経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>桃谷高等学校</p>	<p>産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託（契約金額196,560円）において、以下のとおり不備事項があった。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項では、収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、それぞれ委託しなければならないと定められ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおり（産業廃棄物 排出事業者向け）においては、「収集・運搬業者」、「処分業者」それぞれと書面による2者間契約を締結することとされている。しかし、当該契約については、発注者（甲）大阪府、受注者（乙）「収集・運搬業者」、受注者（丙）「処分業者」との3者間契約を締結していた。</p> <p>(2) 見積書を確認したところ、受注者（乙）からの見積書しか徴取しておらず、その見積金額の内訳において、受注者（丙）の業務に係る経費についても、一括して計上されていた。受注者（丙）によって適正に見積もられた金額かどうか不明であった。（見積書の提出に係る委任行為を示す書面は徴取していない。）</p> <p>(3) 委託契約書を確認したところ、処分業務は受注者（丙）の業務であるにもかかわらず、受注者（乙）の事業範囲（契約書第2条関係）として記載されており、業務の権利関係が不明確となっていた。</p> <p>(4) 委託契約書の添付書類として必要となる、産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る許可書の写しを徴取していなかった。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4関係）</p> <p>(5) 契約代金の支払に伴う、支出科目を確認したところ、収集・運搬に係る経費は役務費で支出しなければならないにもかかわらず、契約金額を一括して、受注者（乙）に対し、委託料で支出していた。（契約代金の受領に関する委任行為を示す書面は徴取していない。）</p>	<p>産業廃棄物の処理業務を委託する際は、「収集・運搬業者」と「処分業者」それぞれと書面による2者間契約を締結するとともに、今後は関係法令等を十分理解し、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 （事業者の処理） 第12条（略） 5 事業者（中略）は、その産業廃棄物（中略）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】 （委託契約書に添付すべき書面） 第8条の4より抜粋 一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第10条の2に規定する許可証の写し 二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書 第10条の6に規定する許可証の写し ※ 第10条の2及び6において、それぞれの業務について、都道府県知事による許可書の交付が規定されている。</p> <p>【会計事務の手引 第4章 支出 第9節 節の説明及び事務手続上の留意点より抜粋】 12 役務費 【節の説明】 ・運搬料</p> <p>【「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおり（産業廃棄物 排出事業者向け）より抜粋】 ● 委託契約における遵守事項 (1) 書面による2者間契約 産業廃棄物の委託契約は、排出事業者が「収集・運搬業者」、「処分業者」それぞれと書面による契約を結ばなければなりません。 ただし、運搬と処分を同一の業者へ委託する場合は、排出事業者と「収集運搬・処分業者」との1本の契約で差し支えありません。</p>	<p>産業廃棄物処理業務に係る関係法令等について、事務室職員に周知した。 今後は関係法令等を十分理解し、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年12月21日）